

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行  
及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規  
則

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び  
指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則  
第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

### 建築物等に係る関係法令確認書

事業所名	
サービス種別	

① 建築基準法に関すること

担当部署	都市整備政策部 建築審査課	※世田谷区の担当部署を記載すること。	
担当者名		電話番号	
● 建築基準法及び建築基準関係規定上必要な手続の要否（用途変更等）		<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要
● 東京都建築安全条例に違反しないことの確認（路地状敷地の制限等）		<input type="checkbox"/> 確認済	<input type="checkbox"/> 未確認
● その他必要手続、所管庁の指導事項及び当該指導への対応状況			

② 消防法に関すること

管轄消防署	※管轄消防署は東京消防庁ホームページを参照		
担当者名		電話番号	
● スプリンクラーの設置状況		<input type="checkbox"/> 設置済み	<input type="checkbox"/> 未設置
● 防火対象物使用開始届又は防火対象物工事計画届			
<input type="checkbox"/> 届出済 …届出年月日		<input type="checkbox"/> 届出予定※ …届出予定年月日	
※届出予定の場合、管轄消防署に対する事前相談を行った日			
● 消防計画の届出			
<input type="checkbox"/> 届出済 …届出年月日		<input type="checkbox"/> 届出予定※ …届出予定年月日	
※届出予定の場合、管轄消防署に対する事前相談を行った日			
● その他必要手続、所管庁の指導事項及び当該指導への対応状況			

③ 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例及び世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例に関すること

担当部署	都市整備政策部 都市デザイン課	※世田谷区の担当部署を記載すること。	
担当者名		電話番号	
● 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の届出【特定公共的施設整備計画（変更）届出書（建築物）】			
<input type="checkbox"/> 届出済 …届出年月日		<input type="checkbox"/> 対象外	
● 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の適否			
※建築確認申請不要（200㎡未満の用途変更等）の場合			
<input type="checkbox"/> 適合		<input type="checkbox"/> 不適合	
● その他必要手続、所管庁の指導事項及び当該指導への対応状況			

※新築の場合にあつては、この用紙の提出に代え、①検査済証の写し、②消防関係の届出の写し、③特定公共的施設整備計画届出書（副本）の写し（又は整備基準適合証の写し）を提出すること。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。